

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 頼 鉦菁

論 文 題 目 幕末・明治初期における「諫言」の変遷と終焉
一下級武士の忠誠観を中心に一

論文審査担当者	名古屋大学教授	前野 みち子
主 査		
委 員	名古屋大学教授	涌井 隆
委 員	名古屋大学教授	胡 潔
委 員	名古屋大学元教授	大庭 正春

論文審査の結果の要旨

本論文は、中国（儒学）から受容し、江戸時代の武家社会で忠誠精神を代表する概念として形成された「諫言」が、政局が不安定な幕末期において、下級武士たちによっていかに受け継がれ、実行に移され、その過程でいかなる概念に変容したのか、さらにそれは明治初期の新しい体制においていかなる展開を遂げたのか、について考察したものである。その研究方法としては、丸山真男が『忠誠と反逆』の中で、中国の官僚の「静態的」な性格との対比によって指摘する武士の「ダイナミックな忠誠」と、その忠誠を代表する行為としての「諫」に注目し、江戸時代の武士の忠誠精神と緊密に結びついた「諫言」をキーワードとして分析を進めている。また、分析対象としては、まず江戸時代を通じての「諫」をめぐる諸現象・諸事件を概観した上で、幕末の代表的な志士であった三人の下級武士を中心に取り上げる。すなわち、安政の大獄で獄死した吉田松陰（1830～1859）、禁門の変を起こした久坂玄瑞（1840～1864）、さらに明治初期に佐賀の乱を指揮した江藤新平（1834～1874）について、論者は、彼らが個々に残した著述や私信、周辺人物の一次文献など幅広い資料を精読し、関連する先行研究を的確に踏まえて、その「諫言」観を追究している。従来、江戸時代の「諫言」に関する先行研究は、主として江戸時代の儒学者の言説を分析対象とし、法制史や思想史の視座から検討してきた。これに対して本論文の特色は、諫言の全体像を把握するには、それがもっとも盛んに行われた幕末期を視野に入れるべきであるとの観点に立ち、幕末から明治初期にかけて諫言が辿った内実的变化に照準を合わせたところにある。この関連で論者は、身分秩序の打破を志した幕末の下級武士層の上書に、「諫言」と並んで、これと似て非なる漢語表現「建言」・「建白」が表れることに注目し、そこに洋学的政治思想の浸透と新しい時代の息吹を読み取るとともに、それらの並存が示唆する志士たちの新旧観念の内的せめぎ合いを、明治初期の士族反乱につながる要因と見る新しい解釈を打ち出している。本論文の構成は、序章に続いて、『葉隠』と元禄赤穂事件に表れた忠誠観と諫言観、及びこの事件に儒学者たちが加えた論評を分析する第一章、吉田松陰の中国忠臣・諫臣観、とりわけ屈原への共鳴を起点として松陰の志士の・狂的思想を扱う第二章、長州藩の松陰の弟子久坂玄瑞の攘夷論に基づく言路洞開・草莽論と佐賀藩の江藤新平の開国・尊皇論を比較する第三章、幕末・明治初期における「諫言」／「建言」・「建白」の用法と言路洞開論との関連を解明する第四章、そして明治維新の官僚となった江藤新平における新旧理念の混在、新体制からの離脱を分析する第五章、及び終章から成る。

以下に、本論文の内容と論点を章ごとに略述し、その後に審査委員会の評価を記す。

序章で問題設定、研究方法、先行研究の状況について述べた後、第一章では、江戸時代における武士の忠誠意識を中心に検討している。論者は、武士道の心得を説く代表的な書物『葉隠』（1716）の分析を通して、武士が「諫言」を畳の上の御奉公における最高の忠誠と認識していたことを確認し、同時代の赤穂事件を併せて検討することにより、当時の武士の忠誠観に、主君に対する個人的な情念と御家に対する理念が共存していたことを明らかにした。その理念とは、いわゆる「諫言」ができる身分、つまり家老の座に就いて（主君とともに）御家を治め、御家の安泰を維持することである。論者はさらに、儒学者の赤穂事件に関する論点を時間軸に沿って検討し、主君への情念が時とともに、旧時代を象徴する弊風と見なされるようになり、御家に対する理念を重んじる忠誠観

論文審査の結果の要旨

が後には支配的になったこと、その裏には、徳川幕府が「御家」への忠誠を規定し、各大名（藩主）の領地を幕府からの「預かり」ものとする観念を植え付けたという背景があったことを指摘し、儒学者の説く忠誠観は、幕府が求めていたイデオロギーであり、この「御家」への忠誠は、次第に武士自身の忠誠イデオロギーと一体化していったと結論づけている。

第二章では、「御家」に奉公する武士の「ダイナミック」な忠誠を代表する諫言精神がもっとも顕著に発揮された幕末期に焦点を当て、ペリーの来航後、政局が次第に不安定になっていた幕末において、下級武士たちの諫言精神が、中国士大夫のそれと比較して、いかなる特徴を有していたのかについて、吉田松陰（1830～1859）を中心に検討している。論者はまず、松陰の中国忠臣に対する評価と観点の分析を通して、彼の君臣関係を絶対視する忠誠観が、中国の伝統的儒学と異なる内実を示していることを明らかにする。また、屈原の諫死精神に対する中国の士大夫及び松陰の評価を比較・検討した結果、松陰の観点が武士道の倫理精神を基底とする点で大きく異なることを指摘し、君臣関係を絶対視した松陰が士籍も家禄も剥奪された後になお、自らを「世臣」、「皇民」と位置づけ直して積極的に幕府や藩府に諫言したその至誠の精神に、『葉隠』的な武士の「死狂い」精神と通じる重要な系譜を見る。その上で、松陰が「狂」に込めた精神をその著述から抽出することにより、松陰の確固たる行動の意志に支えられた忠誠心が、幕藩体制の揺らいだ幕末において、『葉隠』の忠誠観から大きく隔たる革新的な変容を遂げていることを論証している。

続く第三章では、この「死狂い」的諫言精神が更なる尊王攘夷運動においてどのように発揮されたのかについて、長州藩の久坂玄瑞（1840～1864）、及び佐賀藩の江藤新平（1834～1874）を分析対象とし、両者の立場を一次資料に基づいて比較・分析している。ともに微禄の家柄の出身で、幕藩体制においては政治参与が許されない身分であったが、幕末の動乱期においては、彼らのような多くの下級武士が、「ダイナミック」な諫言精神に基づき行動した。久坂は尊王攘夷の活動において終始攘夷を力説し、封建的華夷秩序観に則って直ちに外夷を払うべきだと訴える一方で、将来的には海外への進出という日本の未来像を描いていた。そしてこの理念の実現に向けて積極的に藩府や公家に諫言し、建言して、「言路洞開」の要請と藩を越えた「草莽」の戦略を訴えた。他方、江藤は最初は攘夷論に与したが、その後日本の現状を認識すると直ちに通商航海の開国論に転じた。彼の開国の理念には、久坂より先進的な考え方が現れており、人材登用論においても世界全体を視野に収めていたが、それにもかかわらず両者はともに積極的な海外進出論者であった。本章は、当時の志士たちの二典型を比較・対照して論述することにより、幕末から明治にかけての政治思想に内在した複雑な諸要素を分かりやすく呈示することに成功している。

第四章では、三章までの論によって浮かび上がってきた武士の忠誠観・諫言観の幕末における変容を、「諫言」及び幕末に至って表れた「建言」/「建白」という漢語表現に注目し、「諫言」の封建的性格、洋学の影響による近代的政治体制への指向などに関連づけて分析・考察している。幕藩体制においては、非公式かつ内密に諫言を行うことが忠誠と見なされており、諫言の実行も、家老や主君の側近など一部の者にしか許されていなかった。このような体制はペリー来航後、多くの武士たちによって批判され、従来の非公開の「合議」体制が否定されるとともに、公開で議論する政治体制、「言路洞開」が要請された。論者は、この時期の「言路洞開」をめぐる様々な一次資料におい

論文審査の結果の要旨

て、「諫言」と「建言」/「建白」が用いられる文脈を分析し、これらの用語の混在・並存には、それまでの儒学的思想に拘束される傾向、封建的身分・階級意識への固執が少なからず見られること、その一方で、洋学の影響によって儒学的思惟から抜け出し、新しい考え方を創出した一部の武士たちも既に現れていることを指摘している。さらに、西洋の政体概念を吸収した人々が用いる「建言」/「建白」が、西洋の四民平等の理念を含んでおり、これは維新後に明治新政府が打ち出した「貴賤」を問わない建白書受付制度の精神にも繋がるものであること、また、明治初期における「建言」/「建白」の定着とともに「諫言」が姿を消すことにも言及し、そこに、従来の封建体制との間に境界線を引こうとする新政府とその周辺の意味を読み取っている。幕末期において、社会変革の機能を果たした「諫言」精神は、「建白」/「建言」という語の到来によって、次第にその役割を終えることになった。新たな「建白の世」はその理念において、従来の身分階級を否定することを課題としたが、それはかつて社会の担い手であった武士の時代から、全国国民が社会の主体となるべき四民平等の時代、文明開化の時代への変化を物語るものでもあった、と論者は述べている。また、本章末尾では、明治初期に定着した「建白」を通して、旧武士層が「魔刀」をめぐる賛否両論を戦わせていることにも触れている。

第五章では、幕末の志士たちの一部が下級武士から中央政府の官僚に転身した後に、近代国家の成立過程で、なぜ最終的に脱落することになったのか、という問題に焦点を当てて、江藤新平をその典型例として考察している。幕末に志士として活躍し、維新後中央官僚となった江藤は、徴兵制度の構想においても、明治二年に佐賀藩で行われた藩政改革においても、基本的に中央政府の新方針と軌を一にする行動をとっていた。しかし、商人との結託が慣習化していた当時の官僚世界に対し、江藤はきわめて批判的であった。彼のこの考え方は、儒学の東洋士大夫的禁欲に根ざす確固たる道徳観、そして武士固有の金銭蔑視観によるものであった。江藤のような金銭に対する禁欲を、大隈重信や大久保利通のような官僚たちが持っていなかったわけでは決してないが、彼らは、経済改革を行う過程において、商人と結び付くことによって生ずる「私利」の必然性を理解しており、江藤ほど極端に排斥することはなかった。論者は、新旧要素が相半ばする江藤の心性をこのように分析することにより、金銭への禁欲という江藤の武士的性格が近代的経済政策の推進への加担を忌避させる結果となり、それが彼を官僚世界から離脱させた一つの要因であったと指摘している。また、江藤の徴兵論には、農商すなわち民衆の蔑視という武士意識が残存しており、後に佐賀の乱を発動する直前に書いた檄文においても、民権を擁護する立場にはなかったことを明らかにして、江藤が近代国民国家を作り上げようとする明治政府の路線と最終的に無縁であったと結論づけている。

終章では、序章で述べた本論文の目的と問題意識とを踏まえて、各章の論旨を要約した後で、全体を振り返って総括、成果、反省点を述べ、今後の課題について記している。

論文の評価

本論文は、江戸時代に儒学を通して中国から受容した「諫言」の概念が、幕藩体制の確立とともに日本の変容を経て武士道に組み込まれ、幕末のペリー来航による不安定な政局の下で、制度改革をめざす下級武士たちの行動理念として更に大きな変容を遂げて、やがては明治期に至り「建言」/

論文審査の結果の要旨

「建白」に取って代わられるプロセスを、主として幕末から明治初期に焦点を当てて考察している。論者の関心は、先行研究では江戸儒学のキータームとして儒学思想史の枠内で制度規範として扱われてきた「諫言」が、幕末の下級武士（志士）たちにおいては、制度からの逸脱を正当化する現実的な行動の理念となったことにあり、この独自の視座は大いに評価に値する。また、江戸期から明治初期にかけての難解な一次資料を広範に精読し、時間軸に沿って丹念に分析している点、明快な論旨と文章によって全体として興味深い論文に仕上げている点についても評価があった。

その一方で、第五章の内容が第一章から第四章までの論の基軸から外れて、具体的な人物の行動と性格の分析に偏っているのではないかと、また「諫言」という概念を扱う場合、その比較・参照対象として、中国の「諫言」とその具体的背景についてもより詳細に書き込むほうが、日本的輪郭をより明確に示せるのではないかと、終章での今後の研究方向についての記載が不十分ではないかと、などの批判、指摘もあった。

これら種々の意見と質疑応答の結果、審査員全員が、総じて好論文である、との評価で一致した。よって、本審査委員会は本論文を博士学位論文として合格と判断した。